第11十11条第九項中「同規則第２改訂版補足改訂版」を「同規則第２改訂版補足第２改訂版」に改め、同条第十項中「同規則第３改訂版」を「同規則第３改訂版補足改訂版」に改める。

第11十四条第１項第１号を次のように改める。

一　自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が3.5ｔ以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、協定規則第58号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則2.の規定に限る。）に定める基準に適合すること。

第11十四条第１項第11号中「協定規則第58号第２改訂版7.の技術的な要件に定める基準とする。」を「協定規則第58号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則7.に限る。）に定める基準に適合すること。」に、「協定規則第58号第２改訂版25.の技術的な要件」を「協定規則第58号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則25.に限る。）」に、「あっては、協定規則第58号第２改訂版」を「あっては、同規則第２改訂版補足改訂版」に改め、同条第11項第１号を次のように改める。

一　自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が3.5ｔ以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、協定規則第58号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則2.に限る。）に定める基準に適合すること。ただし、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第１項第８号に規定する移動式クレーンに備える突入防止装置にあっては、協定規則第58号第２改訂版補足改訂版2.3.(a)の規定にかかわらず、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上2,000㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下となるように取り付けられていればよく、除雪に使用される自動車に備える突入防止装置であって、その自動車の構造上取り付けることができないものにあっては、協定規則第58号第２改訂版補足改訂版2.3.(a)の規定を可能な限り満たすように突入防止装置を取り付ければよいものとする。

第11十四条第11項第11号中「協定規則第58号第２改訂版16.又は25.の技術的な要件」を「協定規則第58号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則16.又は25.の規定に限る。）」に、「あっては、協定規則第58号第２改訂版」を「あっては、同規則第２改訂版補足改訂版」に改める。

第11十八条第１項第11号イ中「とは」の下に「、運行中に使用する座席であって」を加え、「座席中心線」を「座席中心面（座席の中央部を含む鉛直面をいう。以下同じ。）」に改め、同号ロ中「とは」の下に「、運行中に使用する座席であって」を加え、「座席中心線」を「座席中心面」に改め、同号ハ中「上記イ及びロ以外のもの」を「運行中に使用する座席であって、車両中心線に直交する鉛直面と座席中心面との角度が左右10度以内となるよう車両の側方に向いているもの」に改め、同項第四号中「10人以上の自動車」を「10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第１条第１項第13号に規定する福祉タクシー車両（乗車定員10人のものに限る。以下第106条及び第184条において単に「福祉タクシー車両」という。）、」に、「は除く」を「を除く」に、「前向き又は後向きに設けられたものであること」を「横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量10トンを超えるものに横向きに備えられた座席であって協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則7.4.に限る。）に適合するものにあっては、この限りでない」に改め、同条第十項中「次のとおりとする」を「次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする」に改め、各号を削り、同号同項に次の表を加える。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ　二輪自動車 ロ　側車付二輪自動車 ハ　最高速度20㎞／ｈ未満の自動車 ニ　第８号に掲げる自動車	第１項第３号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準
二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５トン以下のもの（次号、第６号及び第８号に掲げるものを除く。）	前向き座席（運転者席に限る。）	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.2.及び6.（6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準 二　協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	第１項第３号イからハまでに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 一　座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取り付けられていること。 二　座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 三　座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。
三　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５トン以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とするものに限り、第８号に掲げるものを除く。）	前向き座席（運転者席に限る。）	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.2.及び6.（6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準 二　協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準 三　協定規則第80号の技術的な要件に定める基準